

令和5年度 開進第四小学校 いじめ対応基本方針

練馬区立開進第四小学校

校長 関川 健

学校では、いじめ防止基本方針または地域いじめ防止基本方針を踏まえ、その学校の実情に応じた同様の基本的な方針の策定をすることになっています。学校としての方針をまとめましたので、お知らせいたします。

1 本校の基本姿勢

- いじめは重大な人権侵害行為であり、決して許されるものではない。
 - いじめはどこでも起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合は、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い、組織で対応する。
- ※全教職員がこの基本姿勢に立って、日々の学校生活を通して児童を見ていきます。

2 対策方針の基本的な考え方

管理職・教職員がいじめに対する「危機意識」「当事者意識」を常にもち、児童を守ることができるのは、第一義に学校であるという強い決意と高い指導力で日々の指導にあたる。

いじめの未然防止・早期発見に向け、校種間の連携や相談体制、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組内容を見直し、いじめ重大事件を教訓として児童の特性を踏まえた実効性のある取組とする。

いじめ問題の早期解決に向け、学校と教育委員会との連携を強化するとともに、第三者や専門家の意見を取り入れる仕組みを整え、関係機関との連携を深める。

- (1)いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得る。教職員が、児童や学級の様子に気づき、同じ目線で物事を見、考え、個々の置かれた状況を把握することが大事である。また、学級経営や行事等を通し、児童に自己存在感や充足感を与え、いじめの発生を抑え未然防止を心掛けていく。
- (2)いじめの未然防止・早期発見には、教職員の共通理解が不可欠である。校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、保護者や地域に対し働きかけを行っていく。
- (3)いじめが発生した場合、いかなる理由があってもいじめられた児童を守ることを基本に、いじめた児童の状況にも目を向け、必要に応じて関係諸機関と連携し問題解決に向け迅速かつ粘り強く対応していく。

3 学校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

①いじめ防止基本方針の策定

○具体的な取組や年間計画の策定・実行・改善等について

- ・区のふれあい月間に合わせたアンケートの実施・集計・分析の取組を行う。「いじめシンボルマーク」「いじめ防止標語」等の作成・応募・掲示などを行う。
- ・いじめ防止に向けた活動の年間計画を作成し、児童の発達段階や学校行事、各教科等の年間指導計画に応じた取組を行う。
- ・いじめ防止に向けた取組について、適宜見直しをし、年間計画や実施内容等の改善を行う。

②組織の設置

○いじめの防止等の対策のための組織の設置

本校において、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、管理職・主幹教諭・生活指導主任・学年主任からなる、「いじめ防止対策委員会」を設置する。本委員会は、必要に応じ、養護教諭・特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー・心のふれあい相談員・学校生活支援員等も参加して活動する。

○重大事態への対応を行うための組織の設置

いじめ事案発生時には、上記委員会を基に、事案に応じた委員による「緊急いじめ対策委員会」を設置する。

(2) いじめの的確な実態把握

①教職員研修の実施

幼児・児童・生徒理解、問題行動の未然防止、適切な初期対応および保護者との連携等に関する研修を行い、いじめに対する教職員の指導力の向上を図る。

②情報の共有

学校がいじめと認知したケースについては、該当児童生徒のアンケートを学校と教育委員会が共有し、個々のいじめの状況を的確に把握する。学校（園）ごとの対応状況については、各学校が作成する「いじめ対応状況報告票」を通して継続観察と必要に応じた指導を行う。

③いじめ相談窓口の周知

練馬区の教育相談室をはじめとして都や国のいじめ相談の連絡先を、学校を通して毎年度すべての児童・生徒に配布するとともに、校内掲示を徹底する。

(3) いじめの防止

①学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

- ・人とのかかわりについて、道徳はもちろん朝の会や帰りの会、特別活動の時間で、機会あるごとに取り上げ、子どもたちに考えさせるようにする。
- ・あらゆる機会を通して、一人一人の人権を尊重する気持ちを育てていく。
- ・児童が、インターネットや携帯電話等の利便性、情報通信機器との適切かつ有意義なか

かわり方、善悪の判断やルール、マナーを守ろうとする態度等養うため、情報モラル教育の充実を図る。

- ・学校の教育活動全体を通じて、児童の豊かな情操やコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むようにすることに努める。読書活動（朝・読書旬間・保護者による読み聞かせ等）、各教科における伝え合う活動、言語環境、表現活動等に取り組む。
- ・委員会活動・クラブ活動・たてわり活動・子ども会等の異学年交流を通し、他人を思いやる心や助け合い・協力し合う活動の充実を図る。
- ・農園等を通した自然体験活動、遠足・集団宿泊体験等の体験活動を充実させる。
- ・児童が安心して過ごせる学級作り・学校づくりを推進する。児童が主体的に参加し、活躍できる場面を多くできるように授業改善に努める。また、係や当番活動など自分の責任を自覚し、認めてもらえること、友達と協力して活動することのよさなど、自尊感情・自己肯定感を育めるように学級経営に取り組む。

②児童生徒の主体的な活動の促進

- ・あいさつは人間関係を形成する基本であるとの認識から、児童自らがあいさつに取り組めるように指導を行う。代表委員会等、児童会活動による、あいさつ運動等に児童が積極的に関わるように取り組んでいく。全校朝会時に6年生による輪番によるあいさつを実施する。

③教職員の指導力の向上

- ・教職員一人一人が様々なスキルや指導方法を身に付けるため、各方針等を活用したり専門家等を活用した研修を行ったりするなど、児童に対する指導の充実を図る。
- ・教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化につながる可能性があることに注意し、体罰についても研修を行う。
- ・インターネットの特殊性による危険や児童が陥りやすい心理を踏まえた事例を通して、人権侵害・著作権・肖像権に関することも含み、情報セキュリティに関する基礎的・基本的な知識・技能を身に付ける研修を行う。

④集団づくり・人間関係づくりに向けた支援

- ・児童・生徒の望ましい人間関係を育むために、SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）をはじめとした適応指導を行うとともに、教育相談に関する教職員研修を継続して実施する。

(4) いじめの早期発見・早期対応

①定期的ないじめの実態把握

- ・練馬区の「ふれあい月間」（6・10・2月）に校内で「いじめアンケート」を実施し、実態を定期的に調査する。
- ・校内支援委員会で児童の様子を把握し、必要に応じて対応する。

②教育相談の充実

- ・心のふれあい相談員やスクールカウンセラー、学校生活支援員、身近な教員に話ができるようにその環境を整え、気軽に相談できる体制を整える。教員が児童理

解に努め、児童と心をふれあう機会を進んで作る。

③保護者・地域との連携強化および啓発の促進

- ・ いじめ問題の重要性について認識を広めるため、保護者会や学校便り等を通じて積極的に情報発信・情報共有に努める。
- ・ 情報モラル研修を積極的に周知し、保護者・地域に対し情報提供および啓発を促進する。

(5) いじめへの対処

①いじめられる側の児童への支援

安心して学校生活を送れ、被害が拡大しないように体制を整える。

(i) 登下校

- ・ 保護者と相談し、一人にならないように配慮する。

(ii) 登校したら

- ・ 登校を確認したら、必要に応じて保護者に連絡を入れる。
- ・ 担任または学校職員が靴箱まで行き、様子を見守る。

(iii) 授業中

- ・ 担任と別の教員か学校職員が教室に入って、児童の様子を見守る。

(iv) 休み時間・教室移動・清掃中

- ・ 必要に応じ、担任または学校職員が児童の様子を見守る。
- ・ 教室移動に際しては、担任が先導し指定の教室に入るまで付き添う。
- ・ 教室清掃は担任が児童の様子を見守り、出張清掃では教員、学校職員が児童の様子を見守る。

(vi) 家庭との連携

- ・ 定期的に学校での様子を家庭に報告する。

(vii) その他

- ・ いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。
- ・ 本人や周辺からの聞き取りをし、事実確認を行う。

②いじめる側の児童への実効性のある指導

- ・ 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実確認をし、いじめをやめさせる。
- ・ いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
- ・ いじめた子も、孤立感・疎外感をもたないよう配慮をする。

③いじめの周囲の児童生徒の心理を把握した指導

- ・ 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・ 傍観することはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させるように指導をする。
- ・ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるように指導をする。

④学校組織全体でのいじめへの対処

- ・校内支援委員会で対応を協議し、学校全体で情報を共有して、児童の様子を注意で見守っていく。
- ・いじめを認知した場合は、認知した教職員が一人で抱え込まず、担任、学年、学校全体で対応する。
- ・いじめを認知した場合は、いじめ対策委員会に報告し共通理解を図る。事案により、担任・学年主任・生活指導主任等によりメンバーを構成し、事実調査を行う。
- ・いじめを認知してから学校としての方針決定を速やかに行う。ただし、いじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、十分に検討し、対応する。
- ・心のふれあい相談員、スクールカウンセラー、学校生活支援員等が、児童・保護者の相談にのるなど支援する。

⑤重大事態への対処

- ・重大事態の発生時には、区教育委員会に速やかに報告し一体となって対応する。必要だと判断した場合は、警察・児童相談所等関係機関に通報する。
- ・いじめを認知した場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめられた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対して助言を行う。また、確認された情報については適宜提供する。
- ・学校の説明責任を果たすという観点や誤った情報が広がり動揺を与えないようにするという観点から、個人情報に十分配慮した上で、必要に応じていじめ対策緊急保護者会を開催し説明する。

⑥インターネット上のいじめへの対応

- ・児童に対して、学校の決まりの遵守、情報モラルについての指導を行う。
- ・児童のパソコン・携帯電話等の利用を第一義的に管理するのは家庭である。家庭におけるルール作りや必要性について保護者会等で伝える。
- ・パソコン・携帯電話等を見ているときの表情の変化や行動など小さな変化に気付いた場合、学校に報告してもらう。
- ・「ネット上のいじめ」を発見した場合、書き込みや画像の削除等迅速な対応を図るとともに人権侵害や犯罪、法律違反など事案によって、警察等の専門機関と連携して対応する。

⑦校（園）種間および関係機関との一層の連携

- ・教育委員会に報告し、指導助言のもと対応する。
- ・小中連携・幼保小連携の視点を踏まえ、必要に応じて異校種間でいじめに関する情報交換・連携を行う。
- ・異校種間で情報交換・連携を行う場合、卒業（園）生や卒業（園）時の学年集団等に関するいじめに関する情報を提供し、意見交換を行う。
- ・必要に応じていじめに関して、教育相談室や適応指導教室、学童クラブや児童館、児童相談所、警察等と連携し、情報共有を行い、対応にあたる。

(6) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検

- ・必要に応じて、学校いじめ防止基本方針、設置した組織等を実態に即して点検・見直しを行う。
- ・区のふれあい月間に合わせ、いじめに関する調査から課題を洗い出し、組織的・計画的にいじめ問題に取り組めるようにする。
- ・教職員は、学校自己評価等を通じ、自己およびいじめ対応組織等について適切に評価し、改善に努める。
- ・児童および保護者等が学校評価等を活用し、学校いじめ防止基本方針、設置した組織等について定期的に評価する機会を設ける。